

# 高知県公報

発行所  
高知県  
高知市丸の内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

| 条 例               | ページ        |
|-------------------|------------|
| ◎高知県税条例の一部を改正する条例 | 〈3・31掲示〉 1 |

### 公布された条例のあらまし

#### ◆高知県税条例の一部を改正する条例（高知県条例第26号）

- 1 条例改正の目的  
国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律（平成20年法律第10号）の施行に伴い、自動車取得税の特例措置を暫定的に2月延長することについて必要な改正をすることとした。
- 2 施行期日  
この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

-----  
                  条                  例  
-----

高知県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成20年3月31日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第26号**

**高知県税条例の一部を改正する条例**

高知県税条例(昭和33年高知県条例第1号)の一部を次のように改正する。  
付則第25条第4項、第5項及び第7項並びに付則第26条中「平成20年3月31日」を「平成20年5月31日」に改める。

**附 則**

この条例は、平成20年4月1日から施行する。